

社会福祉法人長野県社会福祉事業団の改革について

1 事業団の概要

設立

昭和 39 年

本部・事務局

理事

9 人
(非常勤)

入所施設

水内荘 (定員 60 人)
西駒郷 (定員 500 人 (通所 50 人含む)) 《県営》

通所施設

八雲作業所 (定員 20 人)
八雲日中活動総合センター (定員 20 人)
ほっとワークスみのわ (定員 20 人)

職員

359 人
うち

事業団正規職員
114 人

県職員

18 人

グループホーム・ケアホーム

水内荘グループホーム・ケアホームセンター (9 か所設置)
ほっとワークスグループホーム・ケアホームセンター

(14 か所設置)

相談支援

長野圏域障害者総合支援センター歩楽里
上伊那圏域障害者生活支援センター

障害者スポーツ・文化支援

障害者福祉センター「サンアップル」
《県営》

2 改革の現状

事業団は、改革実施プランに示された改革を進めるために、平成 17 年 11 月に「長野県社会福祉事業団改革アクションプラン」を策定し、このプランに沿って改革に取り組んでいる。

(1) 改革の基本的方向 事業団の存在意義「公益を大切に作る民間法人」

ア 自立支援給付費や受託事業収入などの収入の中で質の高いサービスを提供できる効率的な組織とする。

イ 当面は採算を見込めない事業でも、長期的な経営計画を立てた上で実施したり、自治体、地域住民や他の法人との協働やネットワーク形成を図りながら事業を実施するなど、地域福祉の担い手として重要な役割を果たす。

(2) 改革の内容

ア 人事管理制度の見直し

給与等の削減

平成 18 年 4 月分から 基本給の平均 5% 引下げ 手当等の大幅な見直し (特別調整額、調整額、特殊勤務手当の廃止、住居手当の持家分廃止) により、人件費を削減した。

勤務評価制度

全職員に対して 20 項目にわたる評価を行い、その結果をボーナスや昇格に反映させる勤務評価制度を導入することを決定し、平成 19 年 4 月から試行を開始した。本格実施は平成 20 年度からの予定である。

目標管理制度

全職員がそれぞれ業務目標を管理する目標管理制度を平成 18 年度より導入しており、その結果は勤務評価制度と連動してボーナスや昇格に反映させる予定である。

職員研修

自立的経営の実践や質の高いサービスの提供をしていくために、リーダー研修、中堅職員研修や専門研修などを実施し、人材の育成に努めている。

イ 事業団長期構想

障害者自立支援法により事業を遂行していくためには給与の見直しを含めた経営の改善や事業の見直しが必須であり、将来にわたる収支のシミュレーションに基づき適正な給与水準や人員配置と事業展開の方向を提示する「長野県社会福祉事業団長期構想」を平成 19 年度中に策定する予定である。

ウ 既存事業の見直し

組織の統廃合による見直しや、給食について水内荘では外部委託を導入し、西駒郷では調理方法を合理化することなどにより、人員の削減を図ってきている。

エ 新規事業等の導入

他の民間施設で受け入れが困難な利用者を積極的に受け入れている。

通所施設を新たに 3 か所設置し、また、長野市や辰野町から通所施設の管理を委託されるなど、地域福祉の重要な担い手となるよう努めている。

グループホーム・ケアホームを 23 か所設置するなど、地域移行の推進に努めている。

3 課題

- (1) 平成 18 年 4 月から支援費制度に利用率制度（利用日数に応じて支援費が日割りで支給される制度）が導入されたため、支援費収入が減少し、当初の収支計画と乖離が生じてきている。
- (2) 平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は事業体系や報酬体系を大きく変更しており、同法に基づく事業を実施する場合には、支援費制度に比べて利用料の単価が抑えられていることと、利用率制度が適用されることから、収入は今より減少することが予想される。
- (3) 障害者自立支援法による制度は 3 年後に見直される可能性があるため、将来が不透明な状況となっている。
- (4) 西駒郷基本構想に基づき地域移行を進め入所者数が減少（平成 16 年度当初 406 人 平成 19 年度当初 231 人）しているが、残った利用者は重度の方が多く、今後の地域移行の推進がやや困難な状況にある。職員数も減少（平成 16 年度当初 198 人 平成 19 年度当初 168 人）したが、広い敷地内に居住棟 4 棟と訓練棟・作業棟 6 棟が分散しているため棟ごとにローテーションを組まざるをえないこと、入所者は重度の方が多いため利用者の安全管理や健康管理に職員の手が多く必要となること、また、平成 19 年 11 月から利用開始する新居住棟は独立性が高い構造となっており、配置基準以上の職員を必要とすることから、今後の職員数の大幅な減員は見込めず、経費の大部分を占める人件費の大幅な削減が難しい状況にある。
- (5) 西駒郷の県職員は減少（平成 16 年度当初 76 人 平成 19 年度当初 17 人）してきており、利用者の保護者の方から、県職員が全くいなくなることへの不安の声が寄せられている。

4 事業団の考え

- (1) 事業団は平成 16 年度までは生業部の支援のみに従事してきたため、更生部の利用者や保護者の信頼を十分に得るにはまだ時間がかかると思われるので、県の人的関与は、平成 22 年度まで継続していただきたい。
- (2) 西駒郷の運営について、地域移行の進捗状況や支援制度の見直しなどから将来の見通しが立てづらい状況にあるため、財政的関与についての「平成 20 年度から指定管理料は特別な経費のみに限定する」方針の実施を、条件が整うまでの間延期していただきたい。